

保護者の皆様

社会福祉法人 慶秀会
理事長 永宮 慶秀

施設型給付費等の額に係る法定代理受領通知について

平成 27 年度 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、「施設型給付」という財政支援制度が創設されました。

この「施設型給付」の制度は、保護者の皆様への個人給付を基礎としていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、市から園に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」といいます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、支給認定保護者に通知することとされているため、ご報告いたします。

（あくまで実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払いが発生するものではありません。）

令和5年度 施設型給付費一覧

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	1人当たりの保育単価
1号	4歳児以上	1,337,400 6	1,337,400 6	1,242,360 6	1,379,000 7	1,173,130 7	1,410,780 7	1,173,130 7	1,139,180 7	1,211,770 7	1,080,240 6	1,080,240 6	1,080,240 6	14,644,870	187,755
	3歳児	240,240 1	240,040 1	448,400 2	428,280 2	369,460 2	437,360 2	369,460 2	359,760 2	190,250 1	197,180 1	197,180 1	197,180 1	3,674,790	204,155
	満3歳児	-	-	275,310 1	530,500 2	235,840 1	269,790 1	235,840 1	230,990 1	241,360 1	248,290 1	248,290 1	248,290 1	2,764,500	251,318
2.3号	標準	198,090	395,940	396,000	396,060	395,940	593,820	593,820	989,600	989,450	998,450	989,350	989,350	7,925,870	198,147
	短	1	2	2	2	2	3	3	5	5	5	5	5	40	
	標準	3,573,370	3,799,950	3,916,120	3,917,140	4,030,250	4,144,320	4,029,200	4,028,500	3,912,380	3,797,310	3,796,650	3,681,600	46,626,790	115,128
	短	31	33	34	34	35	36	35	35	34	33	33	32	405	
	標準	666,840	666,120	555,250	555,400	666,120	554,950	665,940	554,850	776,580	665,640	887,360	998,280	8,213,330	110,991
	短	6	6	5	5	6	5	6	6	5	6	7	8	9	74
2.3号	標準	1,608,240	1,739,140	1,739,920	1,740,700	1,739,140	1,738,360	1,671,500	1,549,750	1,737,060	1,737,060	1,737,060	1,736,540	20,473,950	66,474
	短	24	26	26	26	26	26	25	25	26	26	26	26	308	
	標準	2,472,050	2,516,500	2,669,080	2,670,670	2,667,490	2,665,900	2,515,000	2,362,360	2,613,000	2,613,000	2,611,960	2,611,960	30,988,970	49,902
	短	49	50	53	53	53	53	50	52	52	52	52	52	621	
	標準	604,500	556,560	417,690	371,520	371,040	370,800	509,850	509,850	373,320	416,700	416,700	416,520	5,241,720	45,980
	短	13	12	9	8	8	8	11	11	9	9	9	9	114	